

京都市立芸術大学共有工房（立体）管理運営規程

（令和6年3月29日理事長決定）

（目的）

第1条 この規程は、京都市立芸術大学施設管理規程及び京都市立芸術大学施設使用規程その他の関係規程の定めるところに従い、京都市立芸術大学（以下「本学」という。）における共有工房（立体）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な教育研究を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において共有工房（立体）とは、京都市立芸術大学共有工房規程別表1に掲げる立体加工系共有工房に該当する設備をいう。

（休房日）

第3条 共有工房（立体）は、次の各号に掲げる日を休房する。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 大学が学生の登校を禁止する日
- (4) その他、共有工房運営委員会（以下「委員会」という。）が定める日

2 委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず休房することができる。

（開房時間）

第4条 共有工房（立体）の開房時間は、別に定める。

2 委員会が必要と認めたときは、開房時間を変更することができる。

（利用者）

第5条 共有工房（立体）を利用できるのは、次の各号に掲げる者（以下「利用者」という。）とする。

- (1) 本学の教職員（非常勤講師を含む）
- (2) 本学美術学部及び大学院美術研究科の学生で委員会が定めるライセンスを取得した者
- (3) 委員会が適当と認め許可した者

(利用手続)

第6条 前条第2号及び第3号に規定する者が共有工房を利用する際は、教員または設備職員の立ち会いのもとでのみ共有工房を利用することができ、前条第2号及び第3号に規定する者のみでの利用はできない。

- 2 共有工房を利用する場合は、安全講習を受講し登録を行わなければならない。
- 3 工房機材を利用する場合は、機材に応じた機械操作講習を受講しなければならない。
- 4 工房を利用する場合は、委員会の定めた利用方法に従わなければならない。
- 5 前条第2号及び第3号に規定する者が開房時間外に利用を希望する場合には、時間外利用申請を行い、専任教員立ち会いのもと利用することができる。

(利用者の除外)

第7条 第5条第2号に規定する者のうち、休学中及び停学中の者は、共有工房を利用することができない。

(共有工房内規律)

第8条 共有工房（立体）内では、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙及び飲食しないこと。
 - (2) 教職員及び設備職員の指示に従うこと。
 - (3) 教職員及び設備職員が不在の際には機械その他の設備を利用しないこと。
 - (4) 他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
 - (5) その他、委員会が定める事項。
- 2 教職員及び設備職員は、前項の規定に違反した者を、退房させることができる。

(滅失等の弁償)

第9条 共有工房（立体）内を汚損若しくは破損し、又は共有工房（立体）内の機器その他の設備をき損した者は、直ちに委員会に申し出なければならない。

- 2 委員会は、その事情によって、前項の者に対し弁償を求めることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、共有工房（立体）の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。